

平成20年（2008年）第2回広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	専決処分承認案	計	報告
3件	5件	10件	1件	19件	8件

1 予 算 案

- (1) 平成20年度広島市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 平成20年度広島市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- (3) 平成20年度広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

2 条 例 案

- (1) 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部改正について
（企画総務局）
- 株式会社日本政策金融公庫法の制定に伴う規定の整備
施行期日 平成20年10月1日

(2) 広島市市税条例の一部改正について (財政局)

地方税法の改正によるもの

(主な改正内容)

1 個人の市民税

- (1) 寄附金の控除方式等を改正し、平成21年度分から適用する。

区 分	現 行	改 正
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除対象 寄附金額	寄附金（総所得金額等の25%を限度）のうち、10万円を超える額	寄附金（総所得金額等の30%を限度）のうち、5千円を超える額に6%を乗じて得た額

施行期日 平成21年4月1日

- (2) (1)の税額控除の適用に加えて、地方公共団体に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除できる制度を創設し、平成21年度分から適用する。

施行期日 平成21年4月1日

- (3) 上場株式等の譲渡所得等に対する税率を見直し、平成22年度分から適用する。

	現 行	改 正
税 率	1. 8 %	3 %

(注) ただし、平成23年度分までは、500万円以下の部分については軽減税率1.8%を適用する。

施行期日 平成22年4月1日

- (4) 上場株式等の配当所得に対する税率等を見直し、平成22年度分から適用する。

- ① 総合課税に加えて、申告分離課税を選択することができることとする。
- ② 申告分離課税の税率は3%とする。ただし、平成23年度分までは、100万円以下の部分については軽減税率1.8%を適用する。
- ③ 申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得は、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算ができることとする。

施行期日 平成22年1月1日

(5) 公的年金等に係る特別徴収制度の導入

65歳以上の公的年金等受給者について、公的年金から個人住民税額を特別徴収する。なお、徴収開始は平成21年10月支給分からとする。

施行期日 平成21年4月1日

2 固定資産税

省エネ改修に係る減額措置の創設に伴う申告手続の整備

減額措置の内容

省エネ改修工事を行った住宅について、申告により、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税額を3分の1減額する。

施行期日 公布の日

3 公益法人制度改革に伴う措置

(1) 法人の市民税

一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人に課す均等割については、平成20年度分から、最低税率(5万円)を適用する。

(2) 固定資産税及び都市計画税

- ① 一般社団法人・一般財団法人が設置する施設に係る固定資産のうち、当該法人への移行の前日において非課税とされていた一定の施設については、平成25年度分まで非課税措置を継続する。
- ② 公益社団法人・公益財団法人が設置する一定の施設に係る固定資産については、当該法人の移行前と同様に、平成21年度分からも非課税とする。

施行期日 平成20年12月1日

(3) 広島市国民宿舎湯来ロッジ条例の一部改正について (都市活性化局)

- 1 指定管理者の指定の手續等
- 2 利用料金制度の導入及び金額の改定

(例) 宿泊料(1人1泊につき)

区 分	現 行	改 正
	使用料	利用料金
大 人	3,833円	8,000円
小 人	3,255円	7,000円
幼児(4歳以上の未就学児)	1,890円	3,500円

(注) 利用料金については、その限度額

施行期日 平成21年11月1日

(4) 広島市湯の山温泉館条例の一部
改正について（都市活性化局）

- 1 指定管理者の指定の手續等
- 2 利用料金制度の導入及び区分・金額の改定

(例) 入館料（1人1回につき）

現 行		改 正	
区 分	使用料	区 分	利用料金
小人又は大人	300円	12歳以上の者	350円
幼児（3歳以上の未就学児）	100円	4歳以上 12歳未満の者	150円

(注) 利用料金については、その限度額

施行期日 平成21年11月1日

(5) 広島市消防団員等公務災害補償
条例の一部改正について
(消防局)

- 1 株式会社日本政策金融公庫法の制定に伴う規定の整備

施行期日 平成20年10月1日

- 2 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの

損害補償の補償基礎額の扶養加算額の引上げ

区 分	現 行	改 正
配偶者以外の扶養親族に係る加算額	200円	217円

適用期日 平成20年4月1日

3 その他の議案

(1) 町及び字の区域の変更について
(企画総務局)

住居表示の再整備によるもの

(南区段原日出町)

現 在	変 更 後
<small>だんばら ひのでちょう あぎ ひがしち だん</small> 段原日出町字東地、段 <small>ばら ひのでちょう あぎ やまさき</small> 原日出町字山崎の各一 部	<small>だんばら ひので</small> 段原日出一丁目
<small>だんばら ひのでちょう あぎ やまさき</small> 段原日出町字山崎の一 部	<small>だんばら ひので</small> 段原日出二丁目

(2) 公有水面の埋立てに係る埋立地の用途変更に関する意見について (都市整備局)

広島港五日市地区港湾整備事業における埋立地の用途変更によるもの

事業主体 広島県

変更の内容

企業移転用地における用途、面積及び区画割等の変更

意見 異議なし

(3) 公の施設の指定管理者の指定について（市民局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市南区スポーツセンター出島
屋内プール

2 指定の相手方

財団法人広島市スポーツ協会

3 指定の期間

平成20年9月1日～平成22年
3月31日

(4) 公の施設の指定管理者の指定について（都市活性化局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

新広島市民球場

2 指定の相手方

株式会社広島東洋カープ

3 指定の期間

平成21年4月1日～平成31年
3月31日

(5) 公の施設の指定管理者の指定について（健康福祉局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市安佐南区地域福祉センター

2 指定の相手方

社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会

3 指定の期間

平成20年7月22日～平成22年3月31日

(6) 公の施設の指定管理者の指定について（都市整備局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

戸坂百田アパート附設駐車場

2 指定の相手方

財団法人広島市都市整備公社

3 指定の期間

平成20年9月1日～平成22年3月31日

- (7) 市道の路線の廃止について
(道路交通局) 安佐南3区102号線ほか4路線
- (8) 市道の路線の認定について
(道路交通局) 中3区315号線ほか19路線
- (9) 財産の取得について
(環境局) リサイクル施設整備事業用地の取得
- 取得面積 3万7,719.54m²
- 買入価格 13億5,896万9,376円
- 買入先 広島市土地開発公社
- (10) 変更契約の締結について
(都市活性化局) 広島市新球場（仮称）新築工事
- 主な変更内容
- 請負金額
- | | |
|-----|-----------------|
| 変更前 | 58億9,589万700円 |
| 変更後 | 60億2,740万8,450円 |

4 専決処分承認案

(1) 広島市市税条例の一部改正について（平成20年4月30日専決処分）（財政局）

地方税法の改正によるもの
（主な改正内容）

1 個人の市民税

特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等を2分の1に減額する課税の特例を廃止する。

2 法人の市民税

法人でない社団等で収益事業を行わないものには、平成20年度分から、均等割を課さない。また、法人でない社団等で収益事業を行うものに課す均等割は、平成20年度分から、最低税率（5万円）を適用する。

施行期日 平成20年4月30日

5 報告

(1) 繰越明許費の繰越しの報告について（市民局ほか）

一般会計、用地先行取得特別会計、農業集落排水事業特別会計、開発事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計

(2) 事故繰越しの繰越しの報告について（道路交通局）

一般会計

(3) 予算繰越しの報告について
(水道局、下水道局) 水道事業会計、下水道事業会計

(4) 専決処分の報告について
(道路交通局ほか) 道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定

道路の管理瑕疵

10件 123万394円

交通事故

5件 55万8,375円

その他

4件 193万2,176円

(5) 専決処分の報告について
(都市活性化局) 工事請負変更契約の締結

広島市新球場（仮称）新築工事

請負金額の変更

変更前	58億4,955万円
変更後	58億9,589万700円

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| (6) 専決処分の報告について
(都市整備局) | 市営住宅に係る家賃の長期滞納者に対する
家屋明渡等の訴えの提起 |
| | 2件 |
| (7) 専決処分の報告について
(都市整備局) | 市営住宅に係る家賃等の長期滞納者との即
決和解 |
| | 31件 |
| (8) 法人の経営状況報告について
(財政局ほか) | 広島市土地開発公社ほか18件 |

[参考]

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 広島市区選挙管理委員及び補充
員の選挙について | 任期満了によるもの |
|--------------------------------|-----------|